

四日市市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市規則第29号

### 四日市市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第5条第1項、第22条第1項、第28条第1項及び第35条第1項の規定による指定を受けようとするときは、四日市市指定有形文化財（有形民俗文化財）指定申請書（第1号様式）、四日市市指定無形文化財（無形民俗文化財）指定申請書（第2号様式）又は四日市市指定史跡名勝天然記念物指定申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項（条例第28条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定に同意した者は、四日市市指定有形文化財指定同意書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(保持者等の認定)

第3条 条例第22条第5項の規定による認定は、四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）認定申請書（第5号様式）によるものとする。

(指定書)

第4条 条例第5条第6項（条例第28条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）及び第28条第4項の規定による指定書は、第6号様式とする。

(認定書)

第5条 条例第22条第7項の規定による認定書は、第7号様式とする。

(指定書等の再交付)

第6条 第4条の指定書又は前条の認定書を滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、指定書（認定書）再交付申請書（第8号様式）によるものとする。

(管理責任者選任等の届出)

第7条 条例第7条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財管理責任者選任（解任）届出書（第9号様式）によるものとする。

（管理団体指定等の同意）

第8条 条例第8条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による同意は、四日市市指定有形文化財管理団体指定（指定解除）同意書（第10号様式）によるものとする。

（所有者変更の届出）

第9条 条例第9条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財所有者変更届出書（第11号様式）によるものとする。

（所有者又は管理責任者の氏名等変更の届出）

第10条 条例第9条第2項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財所有者等氏名（名称又は住所）変更届出書（第12号様式）によるものとする。

（滅失等の届出）

第11条 条例第10条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財滅失（き損、亡失、盗難）届出書（第13号様式）によるものとする。

（所在の場所変更の届出）

第12条 条例第11条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財所在の場所変更届出書（第14号様式）によるものとする。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第13条 条例第11条ただし書（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要しない場合は、次に掲げる場合とし、所在の場所を変更した後届け出る場合は、火災、震災その他の災害に際し、所在の場所を変更する場合とする。

(1) 条例第12条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在の場所の変更

(2) 条例第14条第1項及び第2項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のための所在の場所の変更

- (3) 条例第16条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のための所在の場所の変更
- (4) 条例第17条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のための所在の場所の変更
- (5) 条例第18条第1項及び第2項又は第3項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う公開のための所在の場所の変更

（現状変更等の許可申請等）

第14条 条例第16条第1項及び条例第38条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 許可申請者が、前項の許可申請書に記載した施行者若しくは施行予定期間又は当該申請書に添付した現状変更の設計書（仕様書、積算書）若しくは設計図面を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 許可申請者は、当該許可に係る現状の変更等が完了したときは、速やかに現状変更等完了報告書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（現状変更等の届出）

第15条 条例第30条第1項の規定による届出は、四日市市指定有形民俗文化財現状変更等届出書（第17号様式）によるものとする。

2 前項の規定による届出をした者には、前条の規定を準用する。

（維持の措置の範囲）

第16条 条例第16条第2項及び第38条第2項の規定による維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 四日市市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）、四日市市指定史跡、四日市市指定名勝又は四日市市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）が、き損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は滅失している場合において、当該き損又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出等)

第17条 条例第17条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、四日市市指定有形文化財修理届出書（第18号様式）によるものとする。

2 条例第17条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定により届出を行った者が、前項の届出書に記載した施行者若しくは施行予定期間又は当該届出書に添付した修理の設計書（仕様書、積算書）若しくは設計図面を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 条例第17条第1項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が完了したときは、速やかに四日市市指定有形文化財修理完了報告書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

(出品に要する費用の負担の範囲)

第18条 条例第18条第4項（条例第26条第2項、第31条及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市の負担とすることができる費用の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 出品のため、四日市市指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費

(2) 前号の移動に際し、市長が必要と認めて、当該市指定文化財を運送保険に付する場合の保険料

(保持者の氏名変更等の届出)

第19条 条例第24条の規定による届出は、保持者又は保持団体が氏名、団体名、芸名、雅号等又は住所を変更したときは、第12号様式を準用するものとし、保持者がその保持する四日市市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障を生じたとき若しくは保持者が死亡したとき又は保持団体の構成員に異動を生じたとき及び保持団体が解散したときは、四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）故障（死亡、異動、解散）届出書（第20号様式）によるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第20条 条例第37条の規定による届出は、四日市市指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書（第21号様式）によるものとする。

2 前項の届出が土地の分筆に係るものであるときは、当該土地に係る土地台帳の謄

本及び登記所に備えられた図面の写本を前項の書面に添付するものとする。

(台帳)

第21条 市長は、条例の規定により指定した文化財又は認定した保持者若しくは保持団体について、その必要事項を記載した台帳を備えておくものとする。

2 前項の台帳には、参考となる写真、実測図等を添付しておくものとする。

(補助金又は負担金の交付申請等)

第22条 条例の規定による補助金又は負担金の交付申請等については、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めるところによる。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所  
氏 名

（署名又は記名押印）

四日市市指定有形文化財（有形民俗文化財）指定申請書

別紙のものは、有形文化財（有形民俗文化財）として価値あるものと思われまので、四日市市指定有形文化財（有形民俗文化財）として指定していただきますよう関係書類を添えて申請します。

（別紙）

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権限に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 建造物であるときは、その構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項  
絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量及び材質その他の特徴
- 7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書、銘文等
- 8 創建若しくは製作の沿革又は由来
- 9 維持及び保存の方法
- 10 その他参考となる事項

添付書類

写真及び見取図

第2号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

氏 名（代表者氏名）

（署名又は記名押印）

四日市市指定無形文化財（無形民俗文化財）指定申請書

別紙のものは、無形文化財（無形民俗文化財）として価値あるものと思われまので、四日市市指定無形文化財（無形民俗文化財）として指定していただきますよう関係書類を添えて申請します。

（別紙 芸能の部）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 芸能保持者の氏名又は名称
- 4 芸能の由来
- 5 芸能の次第（芸能が開始されて終了するまでの順序）
- 6 歌詞、唱えことば等
- 7 使用する楽器の種類及び数量
- 8 芸能を行う人の構成
- 9 芸能を行う人の服装及び持ち物
- 10 他の類似の芸能との関係又は特質
- 11 保存状況（保存団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
- 12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料
- 13 芸能保持者として適当な者の略歴
  - （1）氏名
  - （2）生年月日
  - （3）本籍地
  - （4）現住所
  - （5）最終学歴
  - （6）職業（当該技術以外の職業）
  - （7）認定を受けようとする者の経歴
    - ア 認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
    - イ 師匠の氏名
    - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
    - エ 現在までに養成した弟子の有無
    - オ 現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無

（注）無形民俗文化財にあつては、次の事項について追記すること。

- 1 年中行事として定期的に行われるものについては、時期及び場所
- 2 芸能開始前及び終了後の行事

添付資料

実情を示す写真

(別紙 工芸技術の部)

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 工芸技術の保持者として適当な者の氏名又は名称
- 4 技術の沿革
- 5 技術の内容
  - (1) 材料
  - (2) 用具
  - (3) 設備
  - (4) 工程
- 6 他の類似の技術との関係又は特質
- 7 過去における著名な技術者の氏名又は名称及び時代
- 8 保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
- 9 当該技術の製品と地場産業との関連
- 10 当該技術に関する文献又は参考となる資料
- 11 工芸技術保持者として適当な者の略歴
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 本籍地
  - (4) 現住所
  - (5) 最終学歴
  - (6) 職業（当該技術以外の職業）
  - (7) 認定を受けようとする者の経歴
    - ア 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数
    - イ 師匠の氏名
    - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
    - エ 現在までに養成した弟子の有無
    - オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 その他参考となる資料



第3号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

四日市市指定史跡名勝天然記念物指定申請書

別紙のものは、史跡名勝天然記念物として価値あるものと思われまますので、四日市市指定史跡（名勝、天然記念物）として指定していただきますよう関係書類を添えて申請します。

（別紙 史跡の部）

- 1 種別
- 2 名称
- 3 所在地（地番、地目、地積）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 6 現状（形式、形状、規模、構成及び出土遺物等）
- 7 史実
- 8 その他参考となる事項（伝説、伝承等）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 史跡の見取図又は配置図
- 3 地籍図
- 4 その他参考となる資料

（別紙 名勝の部）

- 1 種別
- 2 名称
- 3 所在地（地番、地目、地積）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 6 風致、景観の度合及び特徴
- 7 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 名勝地構成物件の地域図、配置図
- 3 地籍図
- 4 その他参考となる資料

（別紙 天然記念物 動物の部）

- 1 名称（動物又は営巣地、渡来地等）

- 2 生息地（地番、地目、地積）
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 生息地及び周辺の状況
- 6 生態（形態、生息数、習性、営巣状態、食餌、動植物等の状態）
- 7 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 生息地における営巣地域、遊牧地域、採餌箇所等の配置図
- 3 地籍図内
- 4 その他参考となる資料

(別紙 天然記念物 植物の部)

- 1 名称（植物又は植物の自生地、群落、植物の分布の限界地等）
- 2 自生地（地番、地目、地積）
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 現状（自生地、群落、植物の分布の限界地等、地域を対象とする場合は、一般的生育状況。巨樹、奇形木、珍奇木等の場合は、その形状、樹勢等）
- 6 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 分布の地籍図
- 3 その他参考となる資料

(別紙 天然記念物 地質、鉱物の部)

- 1 名称
- 2 所在地（地番、地目、地積）
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 5 現状
- 6 その他参考となる事項

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 地域の地籍図
- 3 その他参考となる資料

第4号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

（署名又は記名押印）

#### 四日市市指定有形文化財指定同意書

私の所有（占有、保持）する下記の文化財を貴市が四日市市指定文化財に指定することに同意します。

#### 記

- 1 名称及び員数
- 2 所在地

第5号様式（条例第3条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

氏 名（代表者氏名）

（署名又は記名押印）

四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）認定申請書

別紙のものは、四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）として適当と思われるので、四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）として認定していただきますよう関係書類を添えて申請します。

（別紙 芸能の部）

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 芸能保持者の氏名又は名称
- 5 芸能を行う人の構成
- 6 芸能を行う人の服装及び持ち物
- 7 保存状況（保存団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
- 8 芸能保持者として適当な者の略歴
  - （1）氏名
  - （2）生年月日
  - （3）本籍地
  - （4）現住所
  - （5）最終学歴
  - （6）職業（当該技術以外の職業）
  - （7）認定を受けようとする者の経歴
    - ア 認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
    - イ 師匠の氏名
    - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
    - エ 現在までに養成した弟子の有無
    - オ 現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無

添付資料

実情を示す写真

（別紙 工芸技術の部）

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 工芸技術の保持者として適当な者の氏名又は名称
- 5 技術の内容
  - (1) 材料
  - (2) 用具
  - (3) 設備
  - (4) 工程
- 6 保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
- 7 工芸技術保持者として適当な者の略歴
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 本籍地
  - (4) 現住所
  - (5) 最終学歴
  - (6) 職業（当該技術以外の職業）
  - (7) 認定を受けようとする者の経歴
    - ア 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数
    - イ 師匠の氏名
    - ウ 芸名（世襲の場合は、その旨説明）
    - エ 現在までに養成した弟子の有無
    - オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について）

添付資料

- 1 実情を示す写真
- 2 その他参考となる資料

第6号様式（第4条関係）

（表）

記号番号

指 定 書

名 称

員 数

構造及び形式又は寸法、重量もしくは材質その他の特徴

四日市市文化財保護条例第 条第 項の規定により四日市市指  
定 に指定する。

年 月 日

四日市市長

印

(裏)

所有者	住 所	所 在 地	交付又は再交付の年月日

所有者	住 所	所 在 地	変更年月日	備 考

第7号様式（第5条関係）

（表）

記号番号

認 定 書

保持者（保持団体）名

四日市市文化財保護条例第 条第 項の規定により四日市市指定無  
形文化財 の保持者（保持団体）として認定する。

年 月 日

四日市市長 印

（裏）

住 所	特記すべき事項	備 考



第8号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所  
氏 名

指定書（認定書）再交付申請書

下記のとおり指定書（認定書）を滅失（き損、亡失、盗難）したので、再交付してくださるよう申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書（認定書）の記号番号
- 4 指定（認定）年月日
- 5 所有者（保持者又は保持団体）の氏名又は名称及び住所
- 6 滅失（き損、亡失、盗難）の年月日
- 7 滅失（き損、亡失、盗難）の事由
- 8 その他参考となる事項

（注）き損の場合は、き損した指定書を添付すること。

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

所有者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

四日市市指定有形文化財管理責任者選任（解任）届出書

下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 選任（解任）年月日
- 8 選任（解任）の事由
- 9 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み
- 10 その他参考となる事項

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

団体名

代表者氏名

（署名又は記名押印）

四日市市指定有形文化財管理団体指定（指定解除）同意書

下記の文化財について、貴市が  
を管理団体に指定  
することに同意します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在の場所

第11号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

旧所有者 住 所

氏 名

新所有者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

四日市市指定有形文化財所有者変更届出書

下記のとおり所有者を変更したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 8 変更年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となる事項

（注）指定書を添付すること。

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

所 有 者 住 所  
（管理責任者）氏名

四日市市指定有形文化財所有者等氏名（名称又は住所）変更届出書

下記のとおり所有者等の氏名（名称又は住所）を変更したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 7 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 8 変更年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となる事項

（注） 1 指定書を添付すること。

2 管理責任者の氏名等の変更の届出は、この様式を準用すること。

年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理責任者)氏名

四日市市指定有形文化財滅失（き損、亡失、盗難）届出書

下記のとおり滅失（き損、亡失、盗難）したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 滅失（き損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
- 9 滅失（き損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
- 10 滅失（き損、亡失、盗難）の原因、並びにき損の場合はその箇所及び程度
- 11 滅失（き損、亡失、盗難）の事実を知った日
- 12 滅失（き損、亡失、盗難）の事実を知った後に行われた措置
- 13 今後行おうとする措置
- 14 その他参考となる事項

(注) 1 指定書を添付すること。

2 き損の場合は、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添付すること。

年 月 日

四日市市長

所 有 者 住 所  
(管理責任者) 氏 名

四日市市指定有形文化財所在の場所変更届出書

下記のとおり所在の場所を変更する（した）ので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 変更しようとする場所又は変更後の所在の場所
- 9 変更年月日
- 10 変更の事由
- 11 変更前の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 12 その他参考となる事項

（注）指定書を添付すること。

年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理責任者)氏名

(署名又は記名押印)

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

下記のとおり現状変更をしたいので、許可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 現状変更を必要とする事由
- 9 現状変更の内容及び実施の方法
- 10 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 11 施行予定期間
- 12 現状変更に必要な経費
- 13 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更の設計書（仕様書、積算書）
- 2 現状変更の設計図面
- 3 現状変更しようとする箇所の写真又は見取図。ただし、史跡名勝天然記念物にあっては、現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番・地目を表示した図面



年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理責任者) 氏名

現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更を完了したので、報告します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 施行者の氏名又は名称及び住所
- 9 施行完了年月日
- 10 その他参考となる事項

添付資料

現状変更完了後の写真

第17号様式（第15条第1項関係）

年 月 日

四日市市長

所有者 住 所  
氏 名

（署名又は記名押印）

四日市市指定有形民俗文化財現状変更等届出書

下記のとおり現状変更をするので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更を必要とする事由
- 8 現状変更の内容及び実施の方法
- 9 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 10 施行予定期間
- 11 現状変更に必要な経費
- 12 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更の設計書（仕様書、積算書）
- 2 現状変更の設計図面
- 3 現状変更しようとする箇所の写真又は見取図

第18号様式（第17条第1項関係）

年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理団体)氏名

(署名又は記名押印)

四日市市指定有形文化財修理届出書

下記のとおり修理するので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 修理を必要とする事由
- 9 修理の内容及び実施の方法
- 10 施行者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 11 施行予定期間
- 12 修理に要する経費
- 13 その他参考となる事項

添付書類

- 1 修理の設計書（仕様書、積算書）
- 2 修理の設計図面
- 3 修理しようとする箇所の写真又は見取図

年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理団体)氏名

四日市市指定有形文化財修理完了報告書

下記のとおり修理を完了したので、報告します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 8 施行者の氏名又は名称及び住所
- 9 修理完了年月日
- 10 その他参考となる事項

添付資料

修理完了後の写真

第20号様式（第19条関係）

年 月 日

四日市市長

保持者・保持団体 住 所  
(又は相続人) 氏 名

(署名又は記名押印)

四日市市指定無形文化財保持者（保持団体）故障（死亡、異動、解散）届出書

下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、異動、解散）したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称
- 3 認定書の記号番号
- 4 認定年月日
- 5 保持者（保持団体）の氏名又は名称及び住所
- 6 故障（死亡、異動、解散）した年月日
- 7 故障（異動、解散）した状況又は理由
- 8 その他参考となる事項

(注) 死亡、解散したときには、認定書を添付すること。

年 月 日

四日市市長

所有者住所  
(管理団体)氏名

四日市市指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書

下記のとおり所在等が異動したので、届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体のある場合は、その名称及び所在地
- 7 異動前の土地の所在（地番、地目、地積）
- 8 異動後の土地の所在（地番、地目、地積）
- 9 異動の理由
- 10 その他参考となる事項

添付資料

見取図（地番、地目、地積）

(注) 指定書を添付すること。

(シティプロモーション部文化課)